

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年11月24日(2011.11.24)

【公表番号】特表2010-540175(P2010-540175A)

【公表日】平成22年12月24日(2010.12.24)

【年通号数】公開・登録公報2010-051

【出願番号】特願2010-528071(P2010-528071)

【国際特許分類】

A 6 1 N 1/372 (2006.01)

【F I】

A 6 1 N 1/372

【手続補正書】

【提出日】平成23年9月30日(2011.9.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

植え込まれた構造物を、患者の生体組織から摘出すため、近位端と、遠位端と、それらの間を少なくとも実質的に貫通して伸張している通路とを有する細長いシース部材と係合される先端チップであって、

近位端と、遠位端と、それらの間を貫通している通路とを有し、前記近位端は前記シース部材の遠位端と係合可能とされており、前記それぞれの通路は、前記埋め込まれた構造物を受け入れるサイズとされ相互に整合されており、当該先端チップの遠位端は、前端縁に向かってテーパのつけられたテーパ部分と、該テーパ部分から近位方向に延びる円筒状部分と、該先端チップの遠位端の外側表面に沿って配置された分離器要素を備えており、該分離器要素は、前記円筒状部分上に配置され、螺旋状に該円筒状部分の軸線方向で延びる複数の螺旋体を有し、当該先端チップが前記植え込まれた構造物を前記通路内に受け入れるようにして進められるときに前記生体組織を該構造物から分離するように作られている、先端チップ。

【請求項2】

前記螺旋体が円筒状部分の略全長に沿って延びている、請求項1に記載の先端チップ。

【請求項3】

前記螺旋体の少なくとも1つは、その長さ方向で非連続的にされている請求項2に記載の先端チップ。

【請求項4】

前記先端チップの近位端は小径とされ、前記遠位端は近位端よりも大径とされており、小径の近位端は、前記シース部材の内面に係合されるようなサイズと形状にされている請求項1に記載の先端チップ。

【請求項5】

前記先端チップの小径の近位端が、前記シース部材の遠位端の前記内側表面に係合せられるようにされた取付部材を有しており、該取付部材は前記先端チップの外表面に沿って間隔をあけて設けられた複数のリングを含み、該リングは前記先端チップの前記遠位端の方向において幅が増加するような順に並べられている請求項4に記載の先端チップ。

【請求項6】

前記リングの少なくとも1つは、前記シース部材と係合して前記先端チップの回転を阻

止するための切れ目部分を含んでいる、請求項5に記載の先端チップ。

【請求項 7】

植え込まれた細長い構造物を身体血管内の生体組織から取り出すための装置において、植え込まれた細長い構造物を受け入れるサイズとされたルーメンを有し、血管内に埋め込まれた細長い構造物を追跡するのに十分な可撓性を有する細長いシース部材と、

近位端と、遠位端と、それらの間を貫通している通路とを有する先端チップであって、前記近位端は前記シース部材の遠位端と係合可能とされており、前記それぞれの通路は、前記埋め込まれた構造物を受け入れるサイズとされ相互に整合されており、前記先端チップの遠位端は、前端縁に向かってテーパのつけられたテーパ部分と、該テーパ部分から近位方向に延びる円筒状部分と、該先端チップの遠位端の外側表面に沿って配置された分離器要素を備えており、該分離器要素は、前記円筒状部分上に配置され、螺旋状に該円筒状部分の軸線方向で延びる複数の螺旋体を有し、当該先端チップが前記植え込まれた構造物を前記通路内に受け入れるようにして進められるときに前記生体組織を該構造物から分離するように作られている、先端チップと、

を有する装置。

【請求項 8】

少なくとも 1 つの前記螺旋構造体がその長さ方向で非連続的に形成されている請求項7に記載の装置。

【請求項 9】

更に、前記シース部材の回転方向及び軸線方向動きの少なくとも一方を行うために前記細長いシース部材と作用的に係合している駆動部材を有する請求項7に記載の装置。